

## 特定商品分類及び量目公差表

特定商品 (法第12条)	密封特定商品 (法第13条)	公差表	上限
1 精米及び精麦	1 同左	①	25kg
2 豆類(未成熟のものを除く。) 及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 加工していないもの (2) 加工品	2 豆類(未成熟のものを除く。) 及びあん、煮豆その他の豆類の加工品 (1) 同左 (2) 加工品のうち、あん、煮豆、きな粉、ピーナッツ製品及びはるさめ	①	10kg 5kg
3 米粉、小麦粉その他の粉類	3 同左	①	10kg
4 でん粉	4 同左	①	5kg
5 野菜(未成熟の豆類を含む。) 及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース (3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。) 及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	5 野菜(未成熟の豆類を含む。) 及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く) (1) 該当なし (2) 同左 (3) 左に掲げるもののうち、らっきょう漬以外の小切、細刻していない漬物を除く (4) 左のうち、きのこの加工品、乾燥野菜	② ①又は③ ② ①	10kg 5kg又は5L 5kg 5kg
6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く) (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの (2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。) 及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く) (1) 該当なし (2) 同左 (3) 左に掲げるもののうち、缶詰、瓶詰、ジャム、マレード、果実バター並びに乾燥果実	② ② ①	10kg 5kg 5kg
7 砂糖	7 砂糖のうち、細工もの又はすき間なく立方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	①	5kg
8 茶、コーヒー及びココアの調製品	8 同左	①	5kg
9 香辛料	9 香辛料 9 香辛料のうち、破砕し、又は粉砕したもの	①	1kg
10 めん類	10 めん類のうち、ゆでめん又ははむしめん以外のもの	②	5kg
11 もち、オートミールその他の穀類加工品	11 同左	①	5kg
12 菓子類	12 菓子類のうち、 (1)ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る) (3)水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る) (4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る) (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入	①	5kg
13 食肉(鯨肉を除く。) 並びにその冷凍品及び加工品	13 同左	①	5kg
14 はちみつ	14 同左	①	5kg

特定商品 (法第12条)	密封特定商品 (法第13条)	公差表	上限
15 牛乳(脱脂乳を除く。) 及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 粉乳、バター及びチーズ (2) (1)に掲げるもの以外のもの	15 牛乳(脱脂乳を除く。) 及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。) (1) 同左 (2) 左に掲げるもののうち、アイスクリーム類以外のもの	① ①又は③	5kg 5kg又は5L
16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。) 並びにその冷凍品及び加工品 (1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品 (2) 乾燥し、又はくん製したものの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。) 及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品 (3) (2)に掲げるもの以外の加工品	16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。) 並びにその冷凍品及び加工品 (1) 冷凍貝柱及び冷凍えび (2) 左に掲げるもののうち、次に掲げるもの ①干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ②煮干しし、又はくん製したもの ③冷凍食品(貝、いか及びえびに限る) ④調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びういの加工品に限る) (3) 左に掲げるもののうち、次に掲げるもの ①塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ②缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び刺身類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	② ② ①	5kg 5kg 5kg
17 海藻及びその加工品	17 海藻及びその加工品 17 海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しもの又はのりの加工品以外のもの	②	5kg
18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油類、ショートニング及びマーガリン類	18 同左	①	5kg
19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	19 同左	①又は③	5kg又は5L
20 しょうゆ及び食酢	20 同左	③	5L
21 調理食品 (1) 即席しるこ及び即席ぜんざい (2) (1)に掲げるもの以外のもの	21 調理食品 (1) 同左 (2) 左に掲げるもののうち、冷凍食品、冷凍食品、冷凍食品並びに缶詰及び瓶詰	① ②	1kg 5kg
22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	22 同左	①	1kg
23 飲料(医薬用のものを除く。)	23 同左		
(1) アルコールを含まないもの (2) アルコールを含むもの	(1) 同左 (2) 同左	①又は③ ③	5kg又は5L 5L
24 液化石油ガス	24 同左	①又は③	10kg又は10L 25L
25 灯油	25 同左	③	5L
26 潤滑油	26 同左	③	5L
27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	27 同左	①又は③	5kg又は5L
28 家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	28 同左	①又は③	5kg又は5L
29 皮革(原皮並びにわに革、どかげ革、へび革及びかめ革を除く。)	該当なし		

表示量	誤差
5g以上50g以下	4%
50gを超え100g以下	2g
100gを超え500g以下	2%
500gを超え1kg以下	10g
1kgを超え2.5kg以下	1%

表示量	誤差
5g以上50g以下	6%
50gを超え100g以下	3g
100gを超え500g以下	3%
500gを超え1.5kg以下	15g
1.5kgを超え10kg以下	1%

表示量	誤差
5ml以上50ml以下	4%
50mlを超え100ml以下	2ml
100mlを超え500ml以下	2%
500mlを超え1L以下	10ml
1Lを超え2.5L以下	1%

注) 表①、表②及び表③中のパーセントで表される誤差は、表示量に対する百分率とする。